

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本理念

「こどもの未来を共創し 誰もが輝く
笑顔あふれるまち なすしおばら」

こどもはこれからの地域を担い、社会を支える希望であり、未来を創る存在です。

そして、子育ては一つの家庭だけで完結するものではなく、地域全体で支えるべき重要な社会的課題です。こどもが成長する過程において、様々なライフステージが存在し、それぞれの段階で異なる支援が求められます。ライフステージごとに必要な支援を地域全体で考え、実行することで、こどもたちが健やかに成長できる基盤を築くことができます。

また、地域全体で子育てを支援することは、こどもたちだけでなく、その家族や地域住民全体のウェルビーイングを向上させることにつながります。

本市では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識のもとに、こどもたちやその家族、そして地域全体がともに成長し、幸せに暮らせるまちを目指し、「こどもの未来を共創し 誰もが輝く 笑顔あふれるまち なすしおばら」を基本理念として定めます。

2 計画の基本目標

本計画は、それぞれの立場から、こどもの健やかな成長や子育てに対する支援などを考慮して、次の4つの基本目標を設定し、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標Ⅰ すべてのこどもの人権を尊重する

こどもは生まれながらに権利の主体であるとの認識のもと、全てのこどもの人権を尊重し、その多様性を認め、個々の能力や特性を最大限に引き出すことを目指します。そのために、こどもたちが社会の一員として、主体的に参加し、自己実現できるよう、社会全体で支援する体制を整えます。

基本目標Ⅱ すべてのこどもと子育て家庭への支援

全てのこどもや子育て家庭を対象として、支援を受ける対象の視点に立った施策を展開し、一人ひとりのこどもの健やかな育ちを等しく保証することを目指すとともに、全ての子育て家庭に寄り添った支援を推進します。

基本目標Ⅲ 子育てにやさしい社会づくり

こどもの成長は家庭だけでなく地域社会の関わりも大きく影響するため、家庭、学校、企業、行政など、地域の多様な主体が連携し、それぞれの地域資源を生かしながら、地域全体でこどもの健やかな成長や学びを支える環境を整えます。

基本目標Ⅳ ライフステージに応じた切れ目ない支援

こどもたちそれぞれのライフステージに応じ、必要な支援が途切れないう、様々な分野の関係機関・団体が連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供します。また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、妊娠、出産、子育てに向き合えるよう、社会全体で切れ目ない支援を推進します。

3 計画の基本方針

本計画は、基本理念と基本目標を念頭に置きつつ、次の8つの基本方針に基づいて施策を推進します。

基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり

子育ては、保護者が主に責任を持ちますが、かつては地域の大人たちとともに行う側面もありました。しかし、近年の核家族化や就労環境の変化などにより、地域とのつながりが希薄になった結果、子育てを取り巻く環境は大きく変わり、親が孤立し、相談相手の不足や不安、負担を感じるが増えています。このような状況を踏まえ、地域、企業、行政が連携して子育てへの関心と理解を深め、充実した子育てサービスの提供を行う体制をつくり、地域で支える子育て支援を推進していきます。

基本方針2 援護が必要なこども・子育て家庭への支援

虐待や発達遅れの早期発見と早期対応を強化し、支援が必要な家庭をサポートする体制を充実させるために、関係機関や団体との連携を一層推進します。そして、困難な環境にある家庭も安心して子育てができ、こどもが安全で健やかに成長できる環境を整備します。

さらに、インクルーシブ教育の理念を取り入れ、全てのこどもが個々の特性に応じて適切な支援を受けながらともに学び合い、社会に貢献できる力を育む環境をつくりまします。

基本方針3 ライフステージに応じた事業の充実

妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培う最も重要な時期であることを意識して母子保健事業の充実に取り組むとともに、保健・医療・福祉などの関係機関との連携支援体制を強化し、こども家庭センターにおいて妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できる体制の充実を図っていきます。学童期、思春期においては、「こころ」と「からだ」の健康を意識できる支援を行うとともに、自己肯定感を高めることができる環境整備に努めます。

基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

少子高齢化が進み、女性や高齢者の就労も増える中、男性の育児休業取得や短時間勤務、こどもの看護休暇取得などの制度、さらに多様な保育サービスが充実してきています。そこで、子育て家庭が就労と育児の両立を図り、ワークライフバランス（仕事と家庭の調和）を実現できるよう、関係機関と連携し、企業への啓発や相談支援などを行います。

基本方針5 教育環境の整備

劇的に変化を遂げる社会に的確かつ柔軟に対応し生き抜くために、未来を切り開く創造力と他者を思いやる想像力を育み、生涯にわたり自分らしく自立して生き抜くことができる人づくりを行います。また、デジタル技術やICTを積極的に活用し、家庭、学校、地域が連携してこどもの能力や可能性を最大限に引き出す教育を推進します。これにより、こどもたちが情報社会においても主体的に考え、柔軟に対応できる力を身に付けることを目指します。

基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

全てのこどもや子育て家庭が安心して安全に暮らすことができるように、関係機関や団体などと連携を図り、子育てにやさしい環境を整備します。子育て世帯が安心して外出できるよう、外出時に便利な施設やサービスの周知も行います。さらに、雨天時でもこどもが安全に遊べる屋内施設の整備や、屋内遊び場の提供に力を入れ、外出先での遊び場確保にも配慮します。

基本方針7 こどもの貧困対策の推進

こどもの貧困対策は、問題を地域や社会全体で共有し、ともに解決するという意識を持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的に実施し、全てのこどもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできるよう必要な環境の整備を図ります。

基本方針8 こどもの権利の保障

本計画に掲げられる基本理念や全ての基本方針の根幹として、こどもが安心して育つため、虐待、いじめ、体罰、貧困などのこどもの権利の侵害から守り、こどもの最善の利益を考慮し、成長及び発達に応じた支援を行い、かけがえのないこども一人ひとりの権利を保障していきます。

4 計画の体系

基本理念

